

## 愛媛県生物多様性センター ニュースレター刊行規程

### (目的)

第1条 愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター(以下「センター」という。)は、SDGsにおける「社会と経済の持続可能性」の根底を占める生態系サービスを支える生物多様性の保全に向けた取り組みに対する県民の理解促進と意識向上を目的としてニュースレターを発行する。

### (発行)

第2条 原則として年2回発行し、センターが実施している業務報告および行事案内記事、愛媛県自然保護行政に関する記事、センターによる企画記事、寄稿、その他からなる。

### (編集)

第3条 センター職員がニュースレターの編集を担当する。

- 2 ニュースレター編集担当職員(以下「編集担当職員」という。)は、センター所長および同次長の意見を参考にしながら、ニュースレターの編集を行う。
- 3 編集担当職員は、ニュースレターの構成と執筆者を決定する。

### (原稿と執筆者)

第4条 編集担当職員は、センター職員が執筆した原稿の校閲を行う。

- 2 編集担当職員はセンター職員以外の執筆者に原稿を依頼することができる。
- 3 ニュースレターに掲載された著作物の著作権は、特段の断りが無い限りセンターに帰属する。本記述における著作権とは、複製権と公衆送信権(HP掲載等)に限定するものであり、それに基づいてセンターは転載の許諾を行うことができるものとする。複製権および公衆送信権以外の財産権および著作人格権等は、原則として著作者が留保するものとする。
- 4 センター職員以外の投稿規定は別途定める。

### 付則

本規定は令和2年6月30日から適用する

## 愛媛県生物多様性センター ニュースレター投稿規定

### 編集方針

愛媛県生物多様性センターニュースレターは、愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センターが定期的に刊行する冊子である。SDGsにおける「社会と経済の持続可能性」の根底を占める生態系サービスを支える生物多様性の保全に向けた取り組みに対する県民の理解促進と意識向上を目的に、生物多様性センターが取り組む事業案内や、多様な研究の成果等を掲載する。

### 第1条（記事の区分）

記事の区分は以下の（1）から（4）で、原則としてセンター職員が執筆候補者に執筆依頼を行うものとする。

#### （1）特定希少野生動植物情報

愛媛県が条例で指定した特定希少野生動植物に関するもの

#### （2）愛媛県レッドリスト掲載種情報

愛媛県レッドリストに掲載された動植物に関するもの

#### （3）外来種情報

愛媛県で問題となっているまたは、問題となる可能性がある外来種に関するもの

#### （4）その他

ニュースレターで企画した内容に則したもの

### 第2条（文字数）

全ての記事区分について600字程度とし、必要に応じて写真の添付を行う。

### 第3条（原稿の書き方）

投稿記事の本文の用語は日本語とする。術語も可能な限り日本語を使用し、必要があれば英語などを併記する。

### 第4条（著作権）

愛媛県生物多様性センターニュースレター刊行規定第4条第3項に規定する。

### 付則

本規定は令和2年6月30日から適用する。